

件名	愛媛県グリーンニューディール基金条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するための事業の実施及び支援のために要する経費の財源に充てるため、愛媛県グリーンニューディール基金を創設するため制定。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成24年3月31日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年5月31日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 事業実施主体 県、市町、民間事業者</p> <p>2 事業実施期間 平成21～23年度（3年間）</p> <p>3 事業内容</p> <p>①県事業 消防学校省エネ・グリーン化事業（エコ・キュート、電気式空調機の導入等）等</p> <p>②市町事業 バイオ燃料導入促進事業（東温市）（BDF5%混合軽油の簡易給油設備整備）等</p> <p>③民間事業 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業（民間事業者への微量PCB廃棄物分析費用補助）等</p> <p>4 基金繰入額見込み 13億3,656万円</p> <p>5 基金の残額の処分 基金は平成24年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付</p>	